

QUESTION?

社員の給料から、当該社員に貸し付けていた貸付金返済分を相殺できますか。

ANSWER!!

1 賃金の支払方法に関する原則

労働者の経済生活の安定を図るために使用者に賃金を確実に支払わせようと、労働基準法は賃金の支払方法に関する4つの原則—(1)通貨払原則、(2)直接払原則、(3)全額払原則、(4)毎月1回以上一定期日払原則—を定めています（法第24条）。

このうち、賃金と貸付金返済分の相殺は、(3)全額払原則への違反が問題となります。

2 全額払原則

使用者は、賃金の全額を支払わなければなりません（法第24条第1項）。これは、使用者が賃金の一部の支払を留保して労働者の足留めを図ることを防止するとともに、賃金を労働者に確実に受領させその経済生活の安定を確保することにあります。なお、この原則には、①法令に別段の定めがある場合（例：給与所得税の源泉徴収等）と②労使協定がある場合（例：組合費のチェック・オフ等）の例外が定められています（同項ただし書）。

3 相殺の可否

「社員への貸付金」は、上記例外①②に該当しないため、使用者は賃金から控除をすることなくその全額を支払わなければなりません。

では、使用者が労働者に対して持っている債権と労働者の賃金債権とを「相殺」してその分の賃金を支払わないとすることも、賃金全額払原則に違反するのでしょうか。

この点について、判例（日新製鋼事件 - 最高裁H2. 11. 26判決）は、上記賃金全額払原則の趣旨からすると、この原則には賃金債権に対する相殺禁止の趣旨も包含するとしており、賃金債権に対する相殺も許されないとしています。

4 相殺禁止の例外

もっとも、相殺禁止の例外の1つとして、労働者の同意を得る場合があり、上記判例は、同意が「労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき」は、賃金債権と相殺しても賃金全額払原則に違反しないとしています。

したがって、使用者が一方的に社員の給料から貸付金返済分を相殺することはできませんが、労働者が賃金債権との相殺に同意するときは相殺することができることとなります。

ただし、労働者の同意がその自由な意思に基づくものであるかどうかは、厳格かつ慎重に判断すべき（上記判例）とされているため、労働者に十分な説明を行った上で、合意書等書面を作成するなど慎重な手続が必要となります。また、返済額が大きい場合などは、経済生活の安定確保という全額払原則の趣旨を損なわないよう相殺する金額等についても十分配慮しましょう。

POINT ☆

- 使用者は、賃金の全額を支払わなければなりません（賃金全額払の原則）。
- 全額払原則の趣旨からすると、賃金債権との相殺も許されません。
- ただし、労働者の合意がある場合で、その合意が労働者の自由意思に基づくものと認めらるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、例外的に賃金債権との相殺が認められる場合があります。